河川工事課
河川管理課
水災害予報センター
水災害対策センター（関東地方整備局、北陸地方整備局及び中国地方整備局に限る。）
（水災害予報センターの所掌事務）
第九十四条　水災害予報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。
一　洪水予報及び水防警報に関すること。
二　（略）
2　東北地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局の水災害予報センターは、前項に掲げる事務のほか、次条に規定する事務をつかさどる。
（水災害対策センターの所掌事務）
第九十四条の二　水災害対策センターは、洪水浸水想定区域に関する事務その他の水防に関する事務（洪水予報及び水防警報に関するもの並びに建政部及び地域河川課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（港湾空港部に置く課等）
第百六条　港湾空港部に、次に掲げる課、室及びセンターを置く。
港政課
港湾管理課
港湾計画課
港湾事業企画課
港湾空港整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）
港湾整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
空港整備課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
海洋環境・技術課
港湾空港防災・危機管理課
特定離島港湾計画課（関東地方整備局に限る。）
クルーズ振興・港湾物流企画室
工事安全推進室
品質確保室
首都圏臨海防災センター（関東地方整備局に限る。）
近畿圏臨海防災センター（近畿地方整備局に限る。）
（港湾空港整備・補償課の所掌事務）
第百十条　港湾空港整備・補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一・二　（略）
（削る）
三～六　（略）
（港湾整備・補償課の所掌事務）
第百十一条　港湾整備・補償課は、前条第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

河川工事課
河川管理課
水災害予報センター
（水災害予報センターの所掌事務）
第九十四条　水災害予報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。
一　洪水予報、水防警報その他水防に関すること（建政部及び地域河川課の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
（新設）
（新設）
（港湾空港部に置く課等）
第百六条　港湾空港部に、次に掲げる課、室及びセンターを置く。
港政課
港湾管理課
港湾計画課
港湾事業企画課
港湾空港整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局を除く。）
港湾整備・補償課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
空港整備課（関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
海洋環境・技術課
港湾空港防災・危機管理課
特定離島港湾計画課（関東地方整備局に限る。）
クルーズ振興・港湾物流企画室
工事安全推進室（東北地方整備局、関東地方整備局及び九州地方整備局に限る。）
品質確保室
首都圏臨海防災センター（関東地方整備局に限る。）
近畿圏臨海防災センター（近畿地方整備局に限る。）
（港湾空港整備・補償課の所掌事務）
第百十条　港湾空港整備・補償課は、次に掲げる事務（東北地方整備局、関東地方整備局及び九州地方整備局にあっては、第三号に掲げるものを除く。）をつかさどる。
一・二　（略）
三　港湾空港部の所掌事務に関する工事の安全の管理及び指導に関すること（近畿地方整備局にあっては、近畿圏臨海防災センターの所掌に属するものを除く。）。
四～七　（略）
（港湾整備・補償課の所掌事務）
第百十一条　港湾整備・補償課は、前条第一号及び第三号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。